

機関番号：24506

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008 年度～2010 年度

課題番号：20530746

研究課題名（和文）アジア・太平洋地域の大学院「人権プログラム」の学際的調査・研究

研究課題名（英文）Opportunities and Challenges in Post-graduate Human Rights Programs in Asia- Pacific Region

研究代表者 阿久澤 麻理子 (Akuzawa Mariko)

兵庫県立大学・環境人間学部・准教授

研究者番号：20305692

研究成果の概要（和文）：

世界には、人権について専門的に教育・研究指導を行い、人権を冠した学位を授与する大学院プログラムが、インターナショナルプログラム（英語による教育・研究指導を行う）に限っても 100 以上存在する。そのうち、16 がアジア太平洋地域の大学等によって提供されている。

アジア太平洋地域では、とりわけ民主化の進展と共に、人権の専門家養成のニーズが高まり、こうしたプログラムが人材育成に大きな役割を果たしている。その一方で、アジアの視点を打ち出したユニークなプログラムもある。例えば、文化人類学の視点を中心とするプログラムはその一例である。カースト制度やダリットに対する差別の問題は、文化に深く根ざすので、欧米的な法学中心の人権プログラムでは限界がある。また、被差別や排除の対象とされてきたマイノリティのエンパワメントのためのプログラムも存在する。

英語を介したインターナショナル・プログラムは、多様な（国籍、民族的背景、宗教、文化、職業など）学習者の対話を促進し、域内の人権に対する共通理解や、共通の人権基準の必要性に対する認識を高める一方で、草の根の人権活動家の参加にとっては障がいとなっている。また、英語による研究成果の草の根への還元も大きな課題である。

研究成果の概要（英文）：

This three-year long research clarified the opportunities and challenges of post-graduate human rights programs offered by higher education institutions in Asia-Pacific region. There are now more than a hundred of such programs worldwide (international programs only), among which sixteen locate in Asia.

Such programs in the region have been responding to the need of professional training in the field of human rights, especially in the countries after democratization. At the same time, attention should also be paid on the uniqueness of Asian programs, such as the one that focuses on anthropological studies on human rights to target issues of socio-cultural discrimination (such as discrimination against “Dalit”), which may not be fully dealt with legal studies on human rights. Another example is the program that aims to empower minority groups.

Most programs are international programs (English is a medium of teaching). Therefore, such programs attract and facilitate dialogue among students with different backgrounds (in terms of national and ethnic origin, religion, culture, occupation, etc), which in the end may contribute to foster common understanding of human rights and of the need of regional mechanisms in the region. On the other hand, English can be a barrier to the participants from truly grass-roots based human rights workers. English also becomes the obstacle to feed back the outcomes of research conducted through such programs.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000円	300,000円	1,300,000円
2009年度	1,400,000円	420,000円	1,820,000円
2010年度	900,000円	270,000円	1,170,000円
年度			
年度			
総計	3,300,000円	990,000円	4,290,000円

研究分野：

科研費の分科・細目：教育学(4001)

キーワード：生涯学習 人権教育 高等教育機関における人権教育・研究

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、世界各地の大学院では「人権プログラム」(人権に関わる複数の講義・実習・研究指導を組み合わせたもので、人権に関わる教育・研究の促進と専門家の育成を目的とし、プログラムを修了すると「人権」を冠した修士・博士号を授与される)の設置が進んだ。ポスト冷戦期に、旧社会主義国や発展途上国で、人権の専門家や実務家を養成することが急務となったことや、ヨーロッパでは域内統合の基盤整備のため、人権と民主主義の価値を共有する研究・教育の場が必要になったこと等が背景にある。こうしたプログラムを通じて、人権についての研究・実務を担う人材が育ち、各国、および域内・国際社会の人権政策の進展に大きく寄与するようになっていたが、日本においては、まだこうしたプログラムが存在していなかった。

2. 研究の目的

第一に、アジア太平洋地域を中心とする大学院の「人権プログラム」の内容と実施体制、成果と課題、域内における「人権プログラム」の固有の意義を明らかにする。

第二に、日本における人権プログラムの可能性、及びアジア・太平洋地域で、大学間連携による人権プログラム実施の可能性を検討するための基礎資料を得る。

3. 研究の方法

① Human Rights Tools の提供する、世界の修士人権プログラムのデータベースをもと

に、ネット調査を行う。

② 各大学の訪問調査を行う(入学・教育研究指導に関わる文書資料を得る、創設者、教員、学生へのインタビューを通じた評価をきく、授業の参与観察を1週間にわたって行う)。

③ 研究代表者、分担者、協力者による研究会で比較や評価を通じて、情報を整理する。

4. 研究成果

●人権プログラムの開設状況

【表1】は世界の人権プログラム開設状況を修士・インターナショナル・プログラム(英語による教育・研究指導)に限定し示した。【表2】はアジア・太平洋地域である。インド、オーストラリアには複数が存在するほか、学際的なものが多数を占める。

●共通点、特徴

(1) 大学院から始まる人権プログラム

アジア・太平洋地域に共通する第一の特徴は、大学院での専門教育・研究指導から人権教育・研究が始まったことである。筆者らが現地調査を行ったプログラムはすべて大学院からスタートし、学部教育にまで着手したところは少数であった。大学院レベルの研究指導は、個々の学生のリサーチ・研究を基本とするため、個別性・具体性が高いが、学部レベルの学生に対しては、

基礎的な概念や歴史から教える必要があり、確かにカリキュラムづくりの負担は重い。従って、大学院で蓄積した研究成果を体系化し、学部教育に着手したほうがよいという考え方もある。また、世界的には、ポスト冷戦期の専門家、実務家育成の必要性からプログラムが生まれたことと、こうした傾向は無縁ではなからう。

さらに大学院中心のため、定員は少数である。だが、中にはオーストラリアのように「定員がない」場合もあった。同国では大学改革によって、学生は学費の一部を政府が負担する「政府支援学生」と「授業満額負担学生」に分かれている。前者は政府が各大学に割り当てる定員枠があるが、後者には制約がなく、王立メルボルン工科大学、カーティン大学の人権プログラムの学生は共に「授業料満額負担学生」に位置づけられているため定員がない。従って制度的には何人でも入学できるが、一方で、授業料の負担が重い。その結果、人権に対する強い意志を持つ学生や、奨学金・職場のサポートを得られる留学生、社会人が多い。

(2) 増加する学際系プログラム

大学院教育の専門性は大別して、法学系と学際系に分かれ、一般に前者はLL.M(法学修士)、後者はM.A(人文・社会科学系の修士)を授与している。人権といえば、伝統的には法学の領域で専門的に研究・教育が行われてきたが、ポスト冷戦期は学際系プログラムが増加し、現在では圧倒的に学際系が多くなっていることが第二の特徴である。また、カトマンズ・スクール・オブ・ローのように、両方を併せ持つところもある。法学系プログラムの対象とするのは、法の執行者、検察官、弁護士等、法の専門家である。これに対して、学際系プログラ

ムには幅広い人びとが学んでいる。

なお、学際系とはいえ、少人数体制の大学院教育でオールマイティに全領域をカバーするのは難しい。そこで、各大学には、何らかの焦点化された領域がある。

(3) 現場との連携

第三に、実務家の養成をもめざす人権プログラムでは、現場との連携が重視される。いずれも、国連、国内人権機関、人権NGOなどから多数の講師を招へいし、現場の実情を学ぶ機会を積極的に取り入れているほか、フィールドワークやインターンシップを実施している。特に職業経験の少ない若い学生が多い場合、現場での経験を積むカリキュラムが必要である。また、法学系の場合はリーガル・クリニックを必修または選択科目に位置づけている。

現場という視点では、被差別の当事者であるマイノリティの人材養成とエンパワメントを目的としたプログラムもある。

(4) 英語による教育・研究指導

英語で教育・研究指導を行うインターナショナル・プログラムが大半を占めている。域内には歴史的経緯から、植民地旧宗主国の言語としての英語によって高等教育を行っていた国もあるが、その一方で、タイの大学でも「あえて英語で」開設している。

英語を共通言語とすることによって、多様な国・地域の出身者が集い、共に人権について議論を深めることが可能となる。人権が普遍的に尊重され、実現されるためには、異文化や異宗教間での対話が不可欠であるが、こうした対話が可能なのは、インターナショナル・プログラムゆえである。また、香港大学では、例年、韓国、フィリピン、ネパール、モンゴルなどの国内人権

【表1】地域別人権プログラム開設数と授与される学位

(修士、インターナショナル・プログラムに限定)

地域(Region)	LL.M	JSD	MA	Other Masters*	計	
アフリカ	2		4		6	
アメリカ	北米	9	1	11	1	22
	南米			2	1	3
アジア太平洋	3		10	3	16	
ヨーロッパ	27		19	17	63	
域内連携	ヨーロッパ		1	1	2	
	アジア太平洋		1		1	

【表2 アジア太平洋地域における人権プログラム】

		大学・機関名	修士号等の名称	年
法 学	オーストラリア	Monash University	Master of Laws(Human Rights)	1
	中国(香港)	香港大学	Master of Laws(Human Rights)	1
	ネパール	Kathmandu School of Law	LL.M. in Human Rights and Gender Justice	1
学 際	オーストラリア	Curtin University	Master of Human Rights	1.5
		University of Sydney	Master of Human Rights	1
		Royal Melbourne Institute of Technology	Graduate Certificate/Diploma in Applied Human Rights, Master by research	C: 0.5 D: 1 M: 1
	インド	Kolkota University	MA in Human Rights	2
		Punjab University	MA in Human Rights and Duties	2
		Punjab University of Chandigarh	Master in Human Rights and Duties	2
		Indian Institute of Human Rights	Other masters (distance learning)	2
		Indian Law Society	International Diploma in Mental Health Law and Human Rights	1
		National Institute of Social Work and Science	Post Graduate Diploma in Human Rights Education, other masters	2
	ネパール	Kathmandu School of Law	MA in Human Rights	1
			MA in Conflict and International Humanitarian Laws	1
	タイ	Mahidol University	MA in Human Rights	1
	台湾	東呉大学(一部授業のみ英語)	Master of Social Sciences in Human Rights	2
域内連携	University of Sydney (Australia)	Asia Pacific Regional Masters in Human Rights and Democratization	1	
	Mahidol University(Thailand)			
	Gadja Mada University(Indonesia)			
	University of Colombo(Sri Lanka)			
	Kathmandu School of Law(Nepal)			

機関の職員が留学生として学んでおり、異なる国の人権機関の職員交流が進むことは、アジア・太平洋地域の人権保障システムを構築する上で大きな意味を持つ。

(5) 中国語の国際性

なお東呉大学は、一部の授業のみを英語で行うほかは基本的に中国語で授業等を行っているが、同大学は「英語プログラムこそ留学生獲得に有利と思われるが、中国語には別の意味で国際性がある。中国本土から台湾へ、短期に限定されない留学生の受け入れが2009年から可能になれば、東呉大学の人権プログラムは中国からの留学生に人権を学ぶ機会を提供し、中国の民主化に大きく貢献しうる」と指摘する。北東アジアでは、中国語が域内の民主化促進の媒介言語となることに注目したい。

(6) 地域的 (Regional) プログラムの発展

異なる国や地域、文化的、職業的背景を持つ者が共に学び、対話を通じて人権への共通理解を深め、協働の可能性を広げることが重要であるが、1大学、1研究科では専門性や教育内容の広がりには限界がある。そこで、各大学の特性を活かし、リジョン(地域)内の複数の大学が連携し、共同で学位を授与するプログラムも増加している。その先駆けが、1997年にスタートし、現在EU内の41大学の連携により運営されている「人権と民主主義・ヨーロッパ修士号 (European Master's Programmed in Human Rights and Democratization : E.MA)」である。学生はベニスの「人権と民主化のための、ヨーロッパ大学間連携センター」で半年の共通教育を受けた後、EU内の各大学で残り半年の教育を受け、修士論文を執筆する。現在、これをモデルとし

たプログラムが広がり、アジア太平洋地域では2010年に「人権と民主主義・アジア太平洋修士号 (Asia Pacific Regional Masters in Human Rights & Democratization)」が開始、シドニー大学、マヒドン大学、ガジャマダ大学 (インドネシア) コロンボ大学 (スリランカ)、カトマンズ・スクール・オブ・ローが連携している。

● 課題

(1) 選考における工夫

一方、これまで述べた特徴やメリットは、一方でコインの表裏ともいうべき問題点を伴っている。まず、少数の専門家を育成するインターナショナル・プログラムは、一方でグローバル化時代の「国際エリート」養成になりかねない。そこで各大学とも、草の根の人権問題の解決に寄与する人材を積極的に受け入れようと、工夫を行っている。入学選考の際に人権問題の解決に対する意欲、経験を評価するなどである。

カーティン工科大学では、人権への熱意がありながら、学部で人権の学習経験がない場合、まず6カ月の「人権修了証」コースに入学し、これを終了してから修士課程へ移行するという入学経路を設けている。半年間で一定の科目数を履修し、単位を取得すれば修了証が授与され、取得単位は修士課程に算入できる。学生が基本的なことを理解できるかどうか、科目数を限定して大学側が様子を見るという趣旨であり、選別は目的ではない。この間、教員は様々なサポートを必要な学生に対して行う。例えば、基本的知識の不足した学生へのフォロー、英語の読み書きに困難のある先住民や難民の学生への指導などである。

(2) 研究成果のローカルな還元

インターナショナル・プログラムは、教育・研究指導だけでなく、修士論文も英語で執筆されるので、研究成果を各国内、草の根レベルに還元することが難しい。アジア太平洋地域では英語が公用語であったり、広く通用する地域もあるが、こうした国でも草の根での英語の浸透度合いはさまざま、英語の運用能力は、経済的な出身階層とも連動する。英語によるプログラムは、国を越えた議論を活発化させる一方で、草の根との乖離という問題もはらんでいる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 12 件)

阿久澤 麻理子(2008)

「世界の大学院における『人権修士』プログラムの意義と課題」『部落解放研究』No.183 pp.. 49-61

阿久澤 麻理子(2010)

「台湾における人権教育—北東アジアの文脈において—」『兵庫県立大学環境人間学部研究報告』No. 12 pp.. 59-68

阿久澤 麻理子(2010)

「行政職員のための大学院『人権プログラム』—オーストラリア・王立メルボルン工科大学「応用人権」プログラム—」(社)部落解放・人権研究所『ヒューマンライツ』No.270 pp.. 66-71

阿久澤 麻理子(2011)

「アジア太平洋地域の大学院『人権プログラム』の意義と課題」日本人権教育研究会『人権教育研究』第 11 号

山崎 公士(2010)

「国際経済法と国際人権法の交錯—特集の趣旨」『法律時報』82 巻 3 号 pp..4-5

山崎 公士(2010)

「日本における人権救済制度の整備—国際人権法の観点から」『自由と正義』61 巻 3 号 pp..9-14 頁

李 嘉永(2009)

「イギリスでの人権をテーマにした修士コースについて」(社)部落解放・人権研究所『ヒューマンライツ』No. 258 pp.. 58-63

山下 梓(2009)

「大学院人権プログラム調査報告 コロンビア大学、マサチューセッツ州立大学」(社)部落解放・人権研究所『ヒューマンライツ』No. 259 pp.. 48-55

〔学会発表〕(計 2 件)

阿久澤 麻理子(2010.8.3)

「アジア太平洋地域の大学院における人権教育プログラムの発展：意義と課題、日本の大学への示唆」日本人権教育研究会 於：神戸市教育会館

阿久澤 麻理子(2010.11.4)

“Human Rights Education in schools: progress in institutionalization and beyond—Review of Southeast and Northeast Asian experiences” International Conference on Human Rights Education, University of Western Sydney, Australia

〔図書〕(計 2 件)

阿久澤 麻理子(2010)

「公務員と人権研修(社)部落解放・人権研究所編『学びから始まる私たちの人権』pp.. 42-55

6. 研究組織

(1)研究代表者

阿久澤 麻理子 (Akuzawa Mariko)

兵庫県立大学・環境人間学部・准教授

研究者番号：20305693

(2)研究分担者

山崎 公士 (Yamazaki Koshi)

神奈川大学・法学部・教授

研究者番号：80145036

窪 誠 (Kubo Makoto)

大阪産業大学・経済学部・教授

研究者番号：10319577

元 百合子 (Moto Yuriko)

大阪女学院大学・国際・英語学部・准教授

研究者番号：40411756

(3)連携研究者

李嘉永 (Lee Kayong)

(社)部落解放・人権研究所企画研究部

山下 梓 (Yamashita Azusa)

岩手大学男女共同参画室